

海外からの受入研究者の健康診断書の提出について

2016年3月8日

2019年6月13日 改定

信州大学では、本学で研究活動を行う海外からの受入研究者について、健康管理の面から健康診断書の提出ならびに健康診断の受診を求めています。日本国内外の結核の発生状況に鑑み、研究者の健康を守るために、2週間以上本学に滞在する海外からの受入研究者に健康診断書の提出をお願いします。

【提出する健康診断書】

信州大学における雇用・委嘱又は滞在の開始日以前3ヶ月以内において、自国の所属機関等で受診し、別添様式により作成された健康診断書（英文又は日本語に限る。）

【対象】

海外からの研究者のうち、以下①又は②に該当する者

- ① 信州大学において雇用・委嘱される者
- ② 信州大学における滞在期間が2週間以上の者

【提出先・提出方法】

- ① 信州大学において雇用・委嘱される者

受入れ部局の人事事務担当部署又は総務部人事課経由で、最寄りの各キャンパスの総合健康安全センター保健室又は松本キャンパスの総合健康安全センター事務室へ提出願います。

- ② 上記①の者以外で、信州大学における滞在期間が2週間以上の者

受入れ部局の事務担当部署経由で、最寄りの各キャンパスの総合健康安全センター保健室又は松本キャンパスの総合健康安全センター事務室へ提出願います。

※提出いただいた健康診断書は、各キャンパスの総合健康安全センター保健室において保管します。

【別添】 健康診断書様式（PDF）